

Figure 9 Foreign entrants to Japan by nationality and residential qualification (2000)

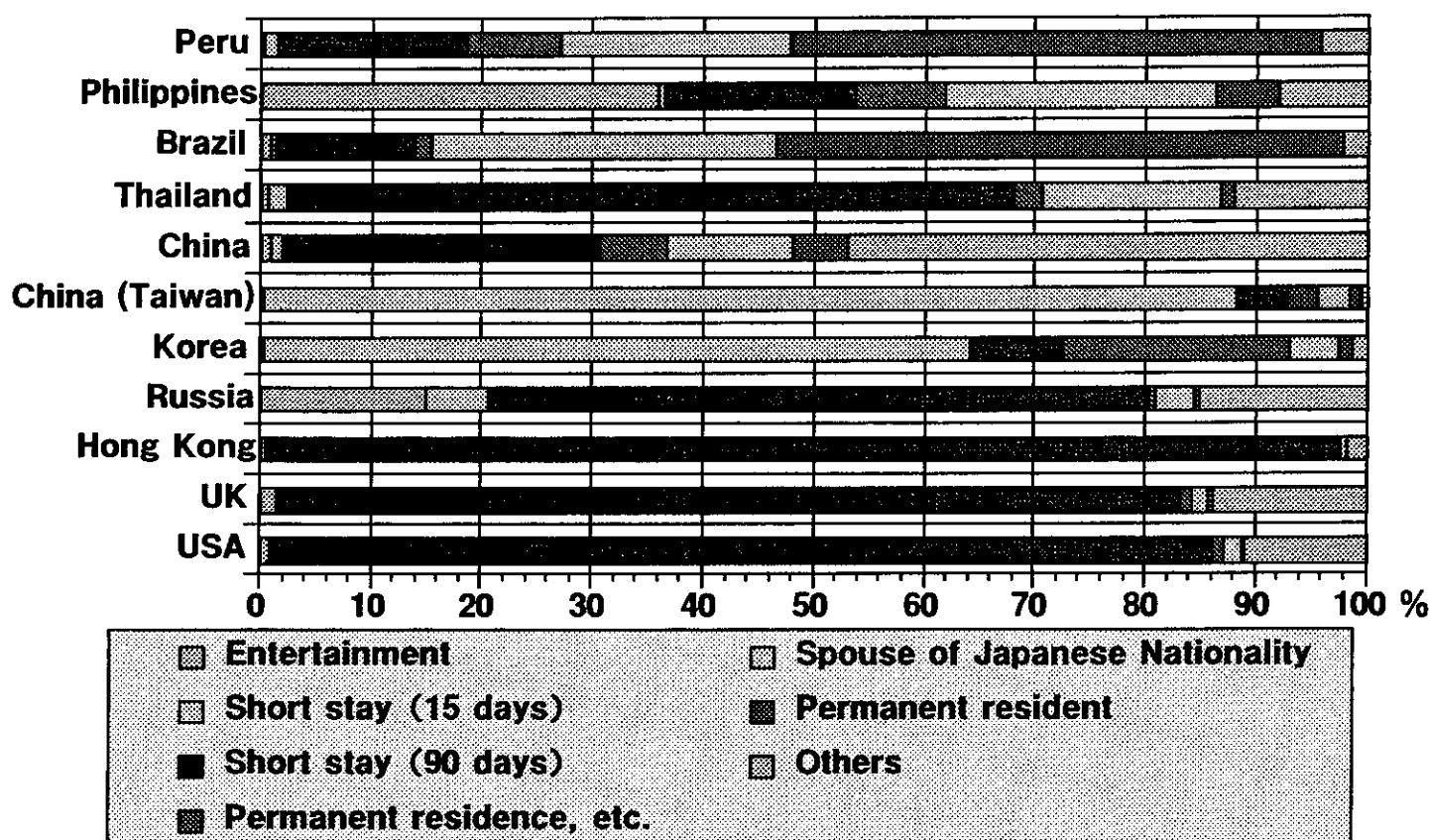


図10 タイ国籍者の入国数年次推移

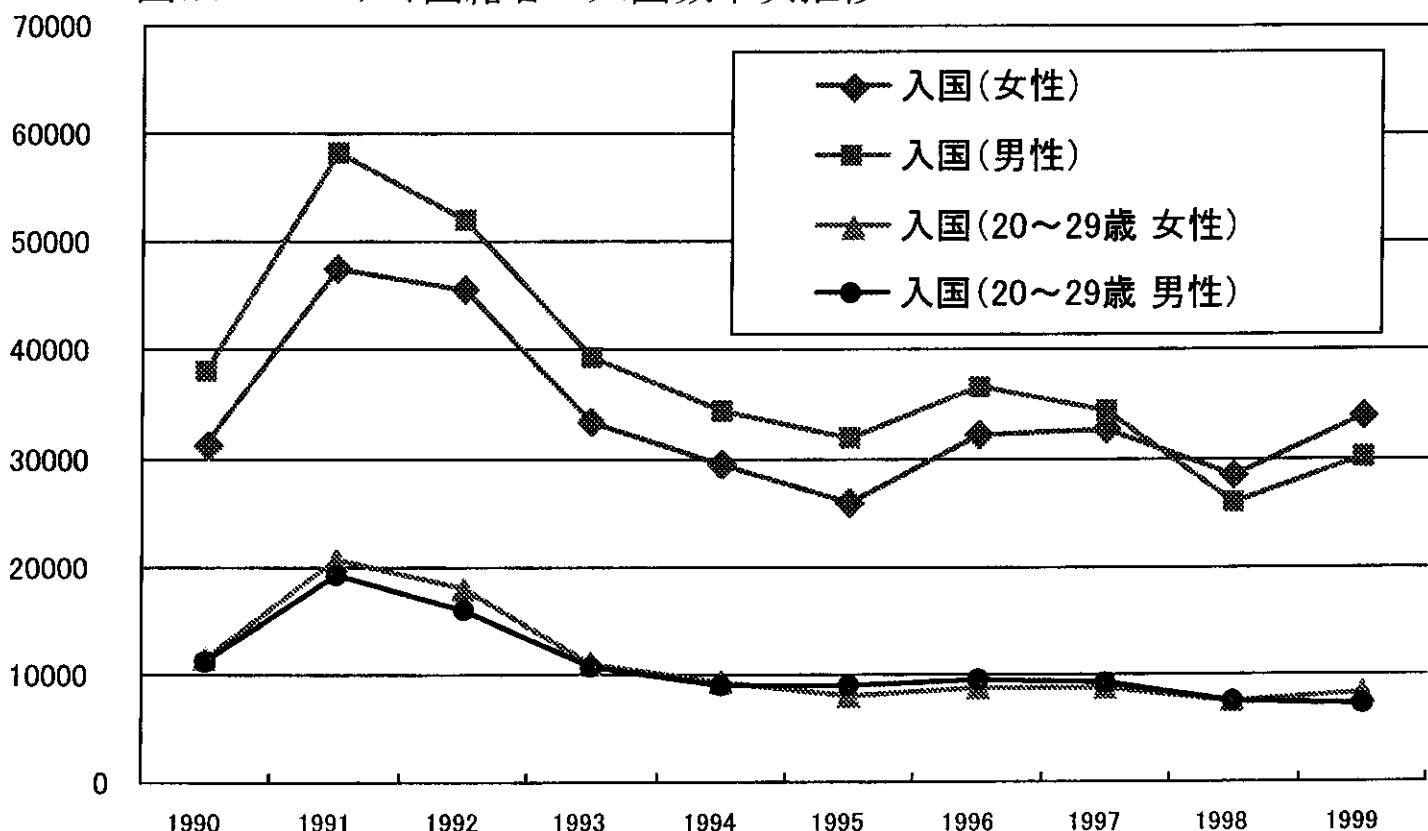


図11 タイ国籍者の出国数年次推移

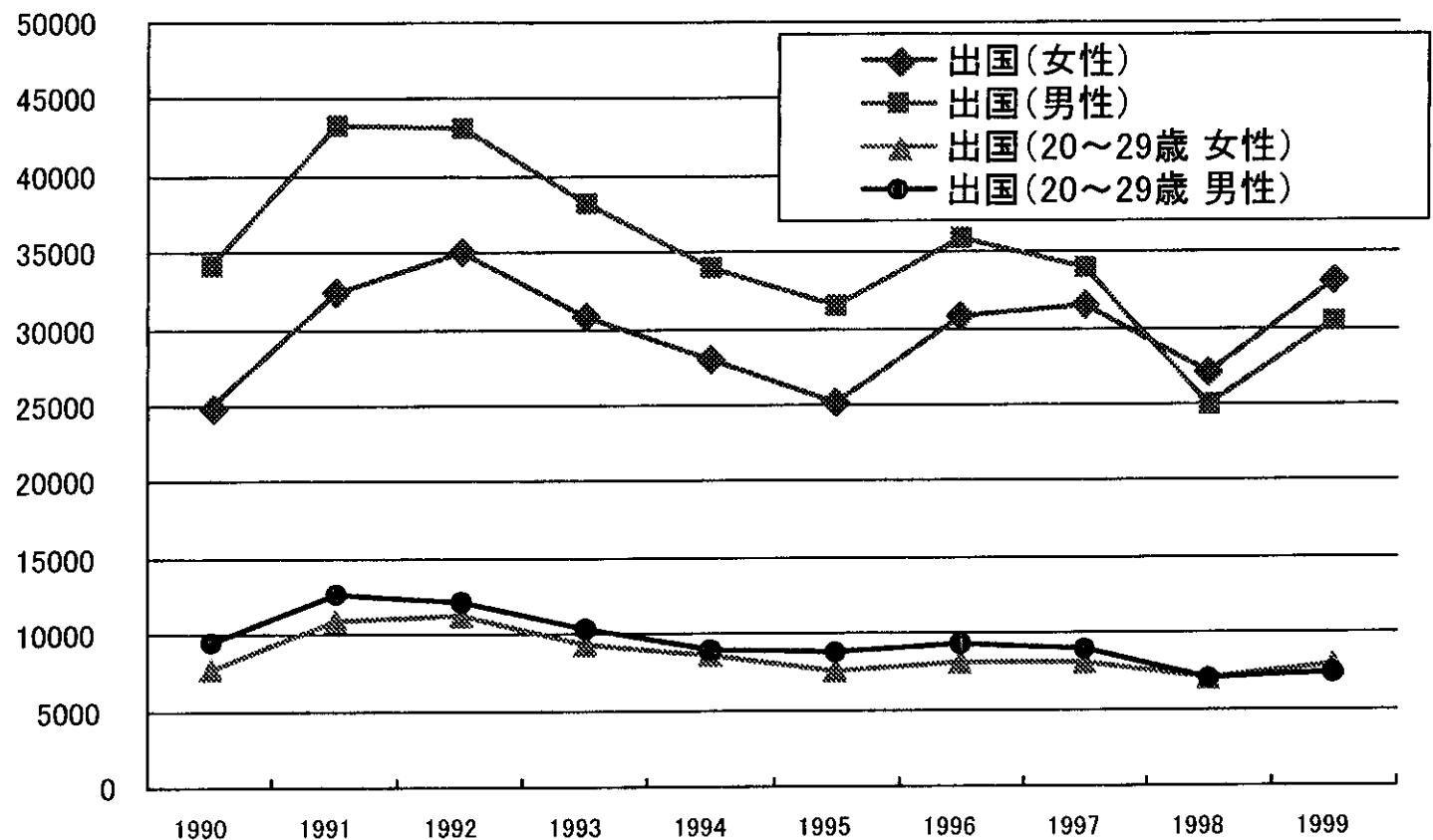


図12 タイ国籍者の 入国一出国数 年次推移

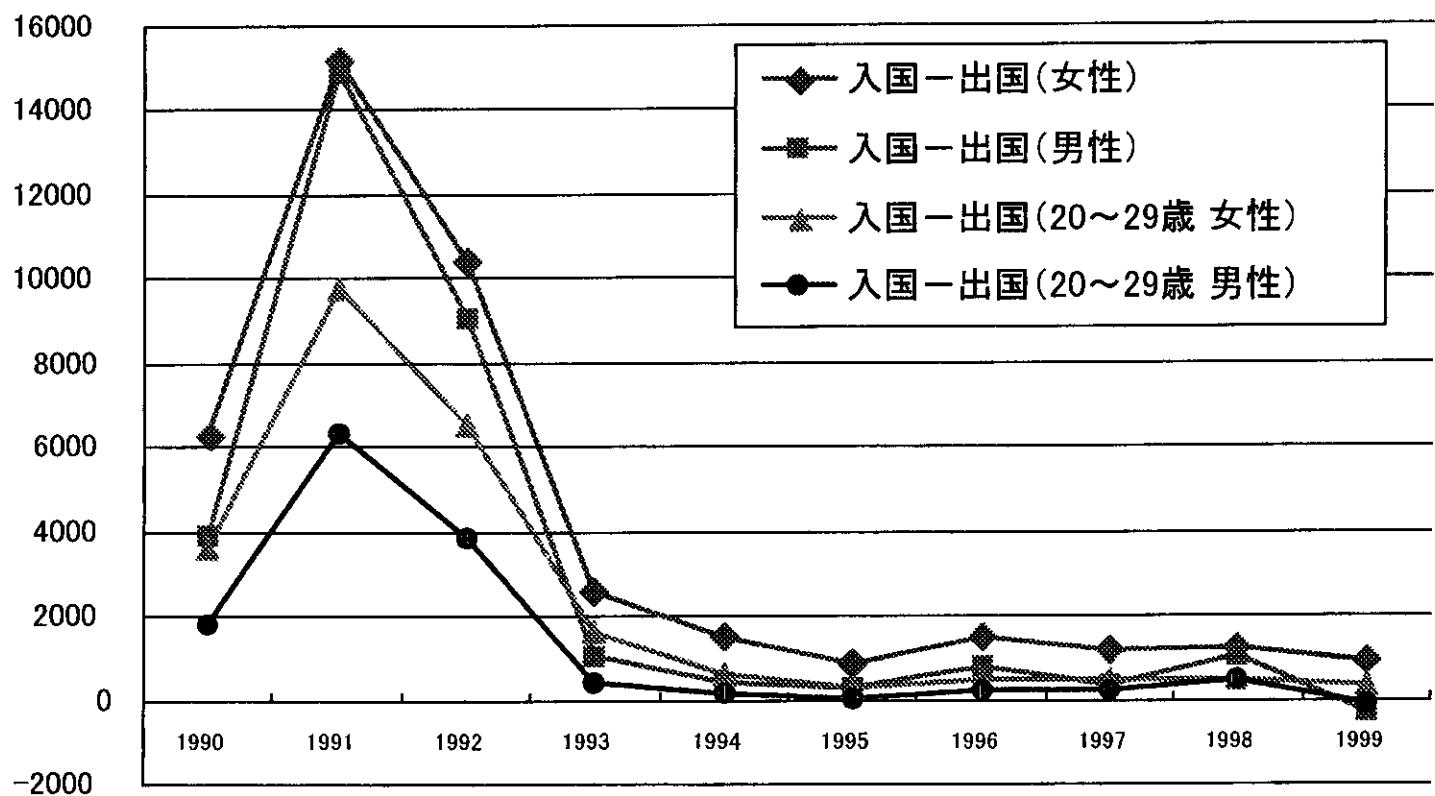


図13 ブラジル国籍者の入国数年次推移

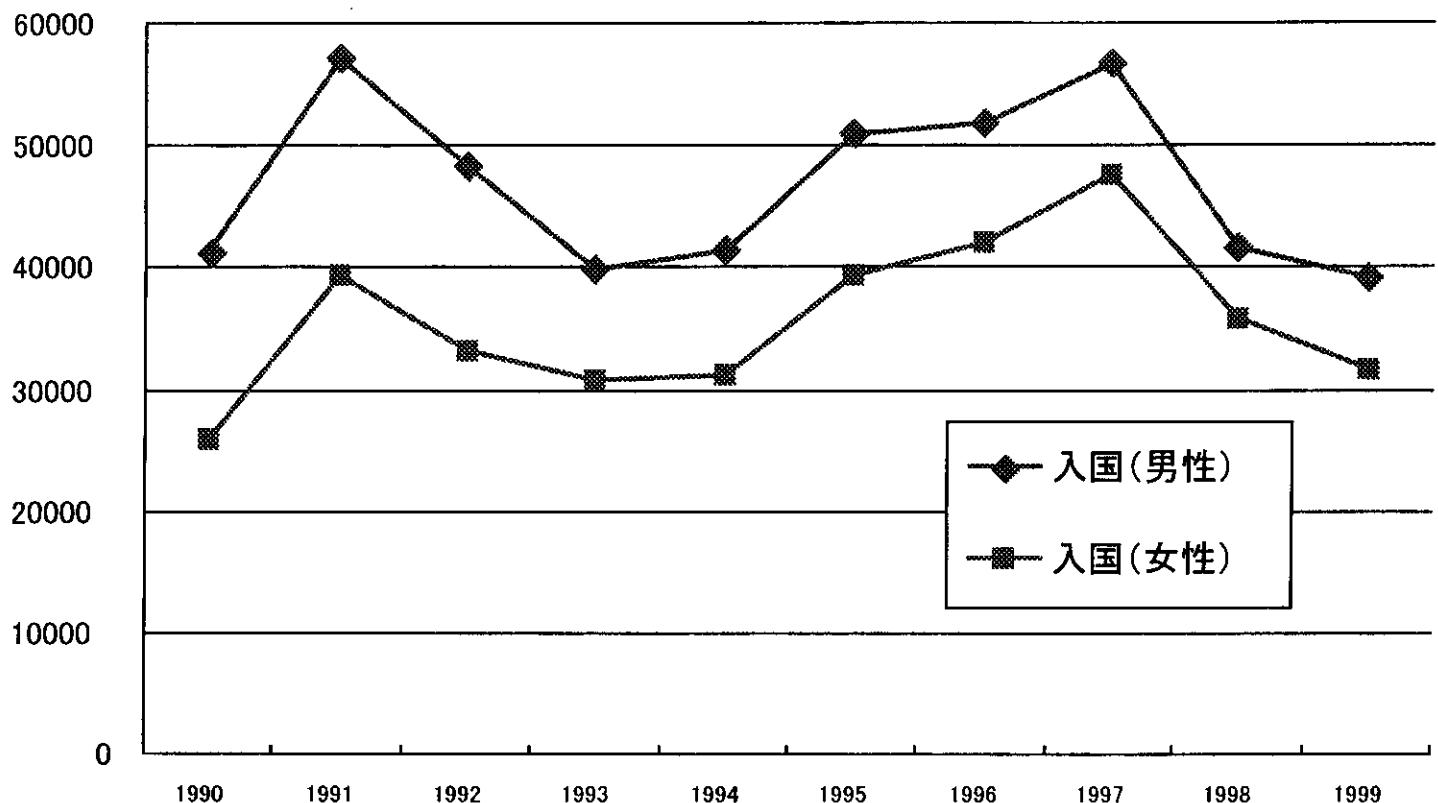


図14 ブラジル国籍者の出国数年次推移

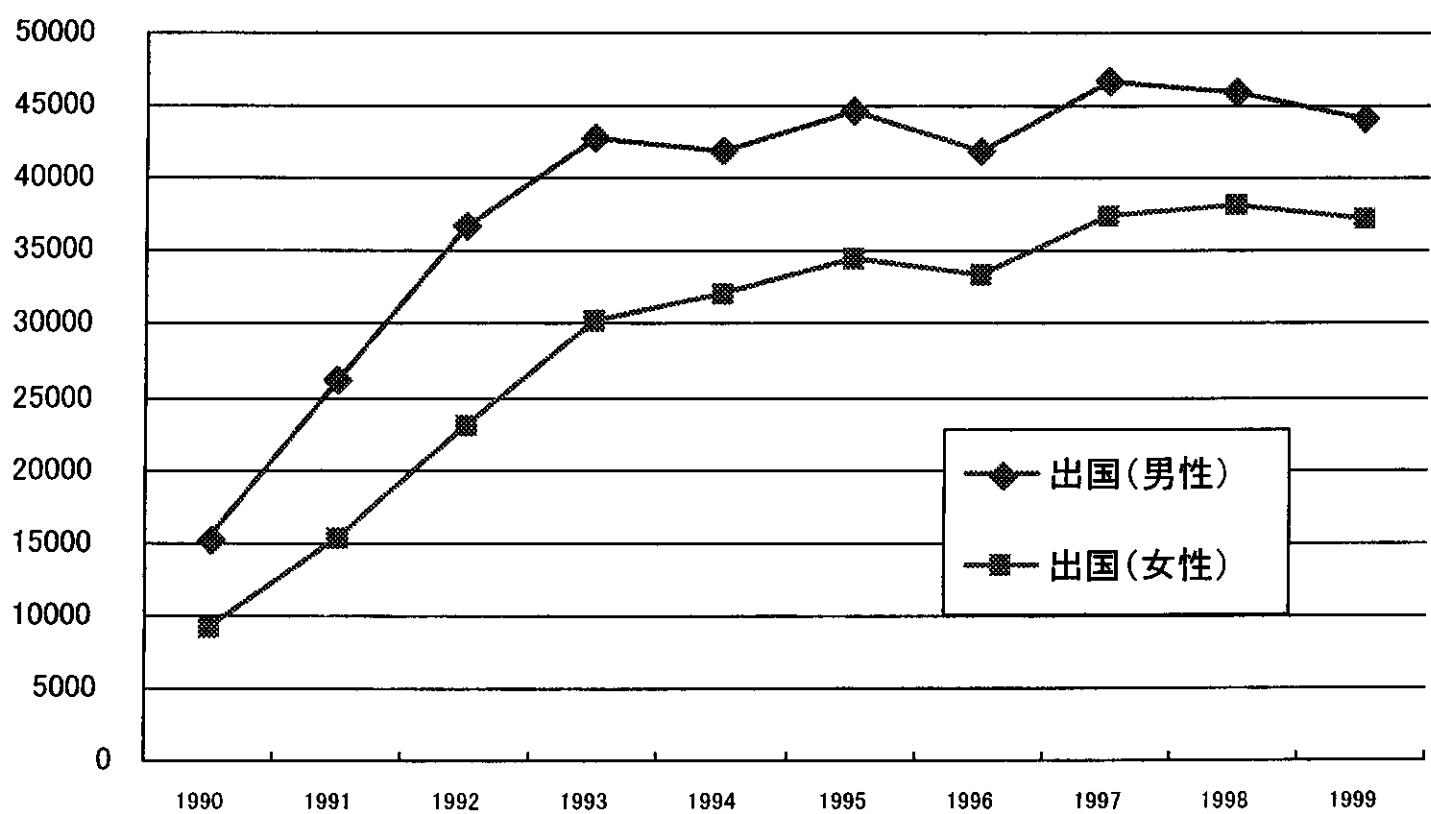
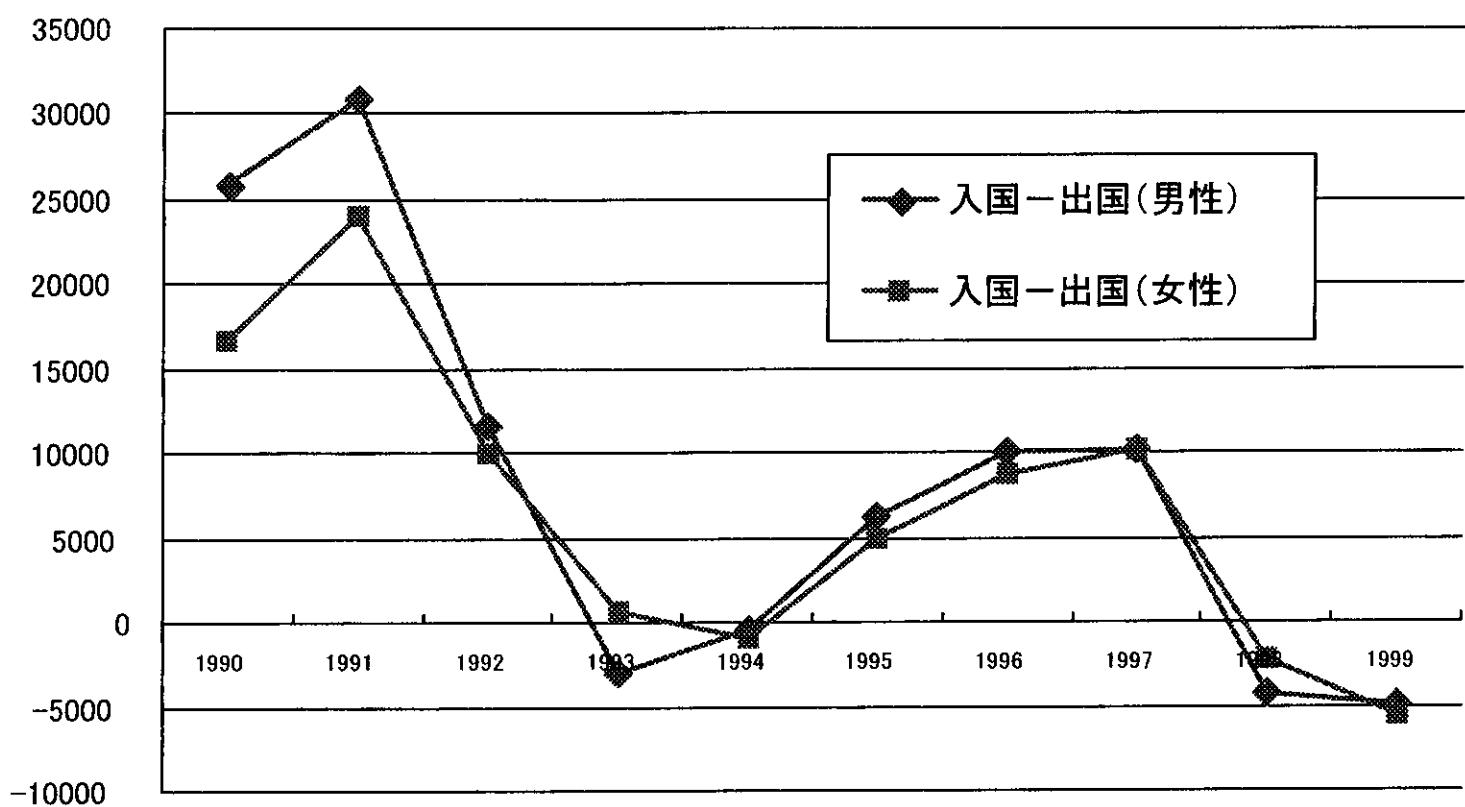


図15 ブラジル国籍者の 入国一出国 数年次推移



研究発表

論文発表

鎌倉光宏：タイのHIV流行状況、
(株)武田薬品編 生物学的製剤、pp
34、日本医事新報社、東京、2001年
8月

鎌倉光宏：予防医学の実践に向けて。
性感染症における予防医学；エイズを
中心に。、薬事 43 (10) : 2153.
2157, 2001年9月

鎌倉光宏：世界各地のエイズの現状、
感染症 31 (5) : 33. 39, 2001年9月

鎌倉光宏：世界のHIV、総合臨床
50 (10) : 2664. 2665, 2001年10月

Mitsuhiro Kamakura in Monitoring the
AIDS Pandemic Network: The Status
and Trends of HIV/AIDS/STD epidemics
in Asia and the Pacific, 2001nenn 10
月

鎌倉光宏：AIDS情報 (368) 最新の
世界の患者報告数・感染者推定数(1)、
週間保健衛生ニュース、1143,
46、2001年2月

鎌倉光宏：AIDS情報 (369) 最新の
世界の患者報告数・感染者推定数(2)、
週間保健衛生ニュース、1144,
46、2001年2月

鎌倉光宏：AIDS情報 (370) 、世界

の地域別状況と動向(1)、週間保健衛生
ニュース、1147, 46、2001年3月

鎌倉光宏：AIDS情報 (371) 、世界
の地域別状況と動向(2)、週間保健衛生
ニュース、1149, 38、2001年3月

発表

鎌倉光宏：日本の感染症対策、AIDS、
保健衛生指導者
セミナー、JICA、2001年6月、東京

HIV感染症をめぐる最近の話題、平成
13年度第1回保健婦・看護婦研修会マス
ターコース、2001年7月、湘南国際村、
神奈川

鎌倉光宏：職場におけるエイズ対策、
東京医科歯科大学産業医研修会、2001
年8月、東京

鎌倉光宏：現代の感染症と感染症予防、
東京医科歯科大学産業医研修会、2001
年8月、東京

鎌倉光宏：エイズの現状と職場簿エイ
ズ対策、中央区医師会産業医研修会、
2001年8月、東京

Mitsuhiro Kamakura: HIV and AIDS in
the World: The 8th International
Course on AIDS Prevention and Care
in Asia, 2001年9月、東京

Mitsuhiro Kamakura: Emerging and

Reemerging Infectious Disease Control;
AIDS control, Health Development
Beyond 2000, The 6th Training Course
for Future Health Readers, 2001 年 9 月, 廣京東京

Mitsuhiro Kamakura: Prevention
strategies in low HIV prevalence
countries, Japan. Monitoring the
AIDS Pandemic Symposium, 2001 年
9 月, メルボルン, オーストラリア

Ryuichi Komatsu, Mitsuhiro Kamakura,
Kyung-Hee Choi, Janice Chaw and
Willi McFarland: AIDS, HIV and STD
among Japanese and Japanese-
Americans in San Francisco,
California, 6th International
Congress on AIDS in Asia and the
Pacific, 2001 年 10 月, メルボルン、
オーストラリア

木原正博、鎌倉光宏：滞日ブラジル人、
滞日タイ人モデル、シンポジウム：滞日
外国人の H I V 予防対策を探る、第 15
会日本エイズ学会、2001 年 11 月、東京

山本太郎、鎌倉光宏、木原正博：アジ
ア、中南米における H I V 流行の現状、
シンポジウム：滞日外国人の H I V 予
防対策を探る、第 15 会日本エイズ学
会、2001 年 11 月、東京

木原正博、鎌倉光宏、市川誠一、橋本
修二、木原雅子：H I V / A I D S 関
連サーベイランスの国際比較、
第 15 会日本エイズ学会、2001 年 11
月、東京

鎌倉光宏：職場におけるエイズ対策、
慶應医師会産業医研修会、2001 年 12
月、東京

鎌倉光宏：海外赴任労働者の感染症対
策、慶應医師会産業医研修会、2001 年
12 月、東京

鎌倉光宏：職場におけるエイズ対策・
エイズ教育と産業医の役割、エイズ教
育指導者講習会、（財）産業医学振興
財団、2002 年 1 月、東京

Mitsuhiro Kamakura: The
epidemiology of AIDS in the world,
Lecture course on Infectious Disease
Medicine, 2002 年 1 月、東京

鎌倉光宏：職場におけるエイズ対策事
例検討、エイズ教育指導者講習会、
（財）産業医学振興財団、2002 年 2 月、
名古屋

厚生科学研究補助金（エイズ対策研究事業） 分担研究報告書

アジアを中心とした途上国の AIDS の感染格差とその社会文化背景の研究
(AIDS の感染格差とその社会文化背景（宗教・性規範・法律等）の研究)

分担研究者 沢崎 康 財団法人 エイズ予防財団
研究協力者 橋本 幹雄 ((財) エイズ予防財団リサーチレジデント)
新ガ江 章友 (筑波大学大学院 人文社会科学研究科)
荻野 員也 (成城大学大学院 文学研究科)

研究要旨 世界的に見て HIV/AIDS の流行が少ないといわれる地域に着目し、特にエイズの流行の最大要因としての性行為とその背景にある性規範に関する法律・文化・宗教・性志向などの分析を行なった。その結果、HIV 感染の高度なリスクとなる MSM(Men who have Sex with Men) の同性間での性行為に関して、アジアを中心とした途上国は、エイズ感染に関わりの深い性行動などについて、法的には英國の植民地刑法 377 条の影響を受け、また宗教的にはイスラム法（シャリーア）の影響の強い規制下にあったものと思われる。しかし同じ、性行動を抑制する法律であったとしても、英國式の寛容度の高い法律か、それともイスラムのシャリーア法のように、人々の生活習慣内部までに深く浸透して行った慣習法とは、HIV/エイズの広がりという結果を見る限り、性行動、性規範への影響への違いが明らかになった。

A. 研究目的

世界のエイズの流行の格差の背景として、社会文化的なものがあり、その背景を探ることは今後のエイズ対策を行なう上でも重要である。本研究班では社会文化的背景として、エイズの流行の最大要因としての性行為とその背景にある性規範

に関する法律・文化・宗教・性志向などの分析を行なうこととした。

宗教や文化背景を中心とした分析は、日本では比較的なじみが薄くこの分野での研究もあまりなされていない。しかし HIV/AIDS の流行と直接関係する性行動・性規範は、宗教や文化背景に強く規程されるものであるため、この点に着目する、独創でもあり

また今後の流行予測や対策には不可欠ともいえる。

B. 研究の背景・方法

一般的に、HIV 感染の拡大を防ぐには、高度に危険な行動 (high risk behaviors) をとる集団に対して適切な予防介入が施されるべきであるとされている。高度に危険な行動をとる集団としては、一般的に、MSM (Men Sex with Men: 男性と Sex する男性)、CSW (Commercial Sex Workers: 商業的性産業従事者)、IDU (Injection Drug Users: 注射器による薬物常用者) などがあげられ、こういった集団に対して効果的に予防介入していくことが必要である。

しかしながら、高度に危険な行動とされている行為は、多くの場合違法な行為とされている。またこのような行為は、法律上問題がなくとも、社会的・文化的に恥辱 (Sigma)・差別 (Discrimination)・偏見 (Prejudice) を受けることが多い。このような背景があるため、高度に危険な行動をとる集団に対してアウトリーチ (Outreach) することは非常に困難である。

社会的・文化的背景を一朝一夕に変えることはできなが、このような行為が少なくとも違法ではなく、法執行機関 (具体的には警察) に逮捕されることがないことが保証されれば、アウトリーチが容易になるのではないかと思われる。そこで、MSM・CSW・IDU に

適用される法律を調査している。今回は、アジア諸国における MSM に対する法的処遇を中心に、調査を行なった、文献、インターネット検索などで探り、情報を収集し分析した。

C. 研究結果

1. 法的背景

今回は、アジア諸国における MSM に対する法的処遇を中心に、調査を行なった結果、「大英帝国植民地国家刑法 377条」が鍵となることがわかった。

1-1. 19世紀の世界の国々が近代化の道を歩み始め、社会や法制度が、現在の法的根柢の基となつた頃、途上国の多くの国々、特にアジアの国々の多くは英國の植民地下にあった。

英國の植民地であった国々の刑法は、1882年に制定された大英帝国植民地国家刑法を骨格としている。独立後、各国が自国の実情に合うように様々な改正を重ねてきたが、同性愛行為に関する規定は、ほぼ制定当初のものが使われている。

その結果、英國の植民地であった国々では（スリランカを除く）、同性愛行為に関する規定は、同じ条文番号の下に、つまり刑法 377条の下に規定されている。さらに、各国の 377 条の英訳は、ほぼ以下と同文になる。

”Whoever voluntarily has carnal intercourse against the order of nature with any man, woman or animal,

shall be punished with imprisonment for life, or with imprisonment of either description for a term which may extend to ten years, and shall also be liable to fine."

「何人であれ、男性と、女性と、あるいは動物と、自由な意思の下に、自然の秩序に反して性交を行った者は、終身の懲役、あるいは、10年以下の有期懲役および罰金に処する」

1-2. 次に刑法377条の適用要件と女性同性愛行為をみてみる。

刑法377条が適用され得る性交(carnal intercourse)とは、挿入行為(penetration)を伴うものでなければならない。したがって、刑法377条は男性同性愛行為(具体的には肛門性交)を対象にしたものであり、女性同性愛行為については規定されていないと、一般的に解釈されている。

そこで、この表において、英國植民地であった各国の女性同性愛行為の法的処遇については、多くの場合、○が、つまり「合法あるいは法律上規定されていない」が記されているのである。(表参照)

パキスタン・ブルネイ・バングラデシュでは、女性同性愛行為も違法となっている。これは、基本的に子孫繁栄以外の目的をもって行う性行為を禁じているイスラム教の教えに拠るものだと思われる。

ちなみに、パキスタンは人口の97%がイスラム教徒である(ブルネイは67%・バングラデシュは83%)。

2. 宗教的背景

2-1. イスラム法(シャリーア法)と同性愛行為

パキスタンは1990年にイスラム法を再導入し、刑法あるいはイスラム法により処罰を科せ得る。イスラム法(シャリーア法)は、根本經典である①コーラン(正しくはクルアーンと発音する)、②ハーディスと呼ばれる預言者ムハマンド(モハメッド)言語録、③歴代のカリフ(最高指導者)の決定、および、④イスラム法学者の解釈の積み重ね、等を基礎として成り立っている。

一般的に、イスラム法においては、同性愛行為は自然に反し違法であると解釈されている。しかしながら、同性愛行為に対する処罰に関する解釈は、国ごと、宗派ごとに、また、イスラム法学派ごとに、大きく異なっている。例えば、南・東アジアで優勢なHanafite学派は、同性愛行為は体罰に値しないという見解であり、アラブ世界で優勢なHanabalite学派は、死刑を含め、厳しく処罰されなければならないという見解である。

2-2 最高刑罰とその運用

表上の最高刑罰は、法律上科すことが可能なものであり、実際の運用上は最高刑罰が科されることとは、アジア諸国においては殆んど皆無である。実際の運用上は、比較的軽い処罰を科されるようである。たとえば、社会的地位が高い者が有罪となり、地位や名譽を

失った事例では、懲役 1 年程度であった。また、社会的地位が低い者が、金銭の授受を伴い当該行為を行った事例では、懲役 3 年程度であった。

D. 考察

以上のように、アジアを中心とした途上国において、エイズ感染に関わりの深い性行動などについては、法的には英國の植民地刑法 377 条の影響を受け、また宗教的にはイスラムの影響の強い規制下にあったものと思われる。

実際の法律の適用は、国によって大きく異なることもあり、また時代と共に変わってきたものと思われる。しかしながら現在のそれぞれの国々の日常にはこれらの背景とした考えが深く根付いているものと思われる。

そして確かに、こうした（現在の我々の規準から言うと）厳しい法律や習慣の国々では、統計を見る限り HIV の報告数は少なくなっている。

例えば、パキスタン、イランなどイスラムの思想の影響が強い西南アジア地域では、HIV 感染の報告は少ないし、日本や一部の東南アジアで旺盛を極めている性産業とは、表面上無縁である。

しかしあつての英國植民地を見て、その植民地刑法が影響を受けていても、実際の感染の広がり方とはばらつきがある。スリランカやバングラディシ

ュなどは感染者の報告が少ないし、マレーシアなどでは IVDU の感染報告は多いが、性行為感染になるとまだ少ない。インドに至っては、現在地域によっては感染が進行しており、またアフリカなどの旧英國系植民地では、旧フランス系植民地と比較して、圧倒的に感染拡大が進行している。

同じ行動を抑制する法律であったとしても、英國式の寛容度の高い法律か、それともイスラムのシャリーア法のように、人々の生活習慣内部までに深く浸透して行った慣習法とは、HIV エイズの広がりという結果を見る限り、性行動、性規範への影響への違いが出てきているようである。

E. 結論

本研究班では世界的に見て HIV/AIDS の流行が少ないといわれる地域に着目し、特にエイズの流行の最大要因としての性行為とその背景にある性規範に関する法律・文化・宗教・性志向などの分析を行なった。

その結果、HIV 感染について高度のリスクとなる同性間での性行為（MSM）に関しては、アジアを中心とした途上国は、エイズ感染に関わりの深い性行動などについて、法的には英國の植民地刑法 377 条の影響を受け、また宗教的にはイスラム法（シャリーア）の影響の強い規制下にあったものと思われる。しかし同じ、性行動を抑制する法律であったとしても、英國式

の寛容度の高い法律か、それともイスラムのシャリーア法のように、人々の生活習慣内部までに深く浸透して行った慣習法とは、HIVエイズの広がりという結果を見る限り、性行動、性規範への影響への違いが出てきているようである。

参考文献

- ・大塚和夫、山内昌之等編集：岩波イスラム事典、2002
- ・眞田芳憲：イスラーム法の精神、中央大学出版部、2000
- ・眞田芳憲、松村明：イスラーム身分関係法、中央大学出版部、2000
- ・ハイム・ガーバー著、黒田壽郎訳・解説：イスラームの国家・社会・法、藤原書店、1996
- ・長場絢：現代中東情報探索ガイド、慶應義塾大学出版会、2001

(表)

アジア諸国の同性愛行為の法的処遇と旧宗主国

×:違法、○:合法あるいは法律上規定されていない

国・地域	女性 同性愛	男性 同性愛	主要宗教別人口比	旧宗主国	法律上科される最高刑罰	法律・条項
スリランカ	○	×	仏教徒: 70% ヒンズー教徒: 15% キリスト教徒: 8% イスラム教徒: 7%	英国	懲役20年	刑法365条
インド	○	×	ヒンズー教徒: 81.3% イスラム教徒: 12% キリスト教徒: 2.3%	英国	終身刑、或は、懲役10年及び罰金	刑法377条
シンガポール	○	×	仏教徒: 42.5% イスラム教徒: 14.9% キリスト教徒: 14.6% ヒンズー教徒: 4% 道教徒: 8.5% 無宗教: 14.3%	英国	終身刑、或は、懲役10年及び罰金	刑法377条
パキスタン	×	×	スンニ派イスラム教徒: 77% シーア派イスラム教徒: 20%	英国	終身刑、或は、懲役10年及び罰金 (ムチ打ち100回及び投石での死刑) 1990年にイスラム法を再導入。刑法、或はイスラム法により処罰を科せ得る。	刑法377 (イスラム法)
ブルネイ	×	×	イスラム教徒: 67% 仏教徒: 13% キリスト教徒: 10%	英国	懲役10年および罰金	刑法377条
マレーシア	○	×	イスラム教徒: 53%、仏教徒、ヒンズー教徒、キリスト教徒等	英国	懲役20年およびムチ打ち・罰金	刑法377条
ミャンマー	○	×	仏教徒: 89% キリスト教徒: 4% イスラム教徒: 4%	英国	懲役10年および罰金	刑法377条
バングラデシュ	×	×	イスラム教徒: 83% ヒンズー教徒: 16%	英国	終身刑、或は、懲役10年及び罰金	刑法377条
ネパール	○	×	ヒンズー教徒: 86.2% 仏教徒: 7.8% イスラム教徒: 3.8%	英国	終身刑、或は、懲役10年及び罰金	刑法377条
ブータン	○	×	ラマ教: 75% ヒンズー教: 25%	英国	終身刑、或は、懲役10年及び罰金	刑法377条
香港	○	○	仏教・道教・儒教の混合: 90% キリスト教徒: 10%	英国		
インドネシア	○	○	イスラム教徒: 88% キリスト教徒: 8% ヒンズー教徒: 2% 仏教徒: 1%	オランダ		
フィリピン	○	○	キリスト教徒: 92% イスラム教徒: 5%	西国(米国)		
ヴィエトナム	○	○	仏教、Hao Hap教、Cao Dai教、イスラム教、キリスト教等	仏国		
カンボディア	○	○	仏教徒: 95%	仏国		
ラオス	不明	不明	仏教徒: 60% その他: 40%	仏国(ソ連)	不明	
タイ	○	○	仏教徒: 95% イスラム教徒: 3.8%			
中国	○	○	道教、儒教、佛教等 イスラム教徒: 2~3% キリスト教徒: 1%			
モンゴル	○	○	ラマ教徒: 96%	(ソ連)		